

- 労働金庫法施行規則第百十四条第一項第五号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官及び厚生労働大臣が別に定める事項（平成十九年金融庁・厚生労働省告示第一号）

改正案	現行
<p>(附則別紙様式第一号)</p> <p>(注)</p> <p>この様式において使用する用語は、自己資本比率告示（労働金庫法第九十四条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、労働金庫及び労働金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁・厚生労働省告示第七号）をいう。以下同じ。）において使用する用語の例によるものとする。</p> <p>(1) コア資本に係る基礎項目</p> <p>a・b (略)</p> <p>c 「コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額」のうち、「適格引当金コア資本算入額」とは、内部格付手法採用金庫において、適格引当金の合計額が事業法人等<u>向け</u>エクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を上回る場合における当該適格引当金の合計額から当該期待損失額の合計額を控除した額をいう。ただし、当該額が自己資本比率告示第百二十六条第一号に掲げる額に○・六パーセントを乗じて得た額を上回る場合にあつて</p>	<p>(附則別紙様式第一号)</p> <p>(注)</p> <p>この様式において使用する用語は、自己資本比率告示（労働金庫法第九十四条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、労働金庫及び労働金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁・厚生労働省告示第七号）をいう。以下同じ。）において使用する用語の例によるものとする。</p> <p>(1) コア資本に係る基礎項目</p> <p>a・b (略)</p> <p>c 「コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額」のうち、「適格引当金コア資本算入額」とは、内部格付手法採用金庫において、適格引当金の合計額が事業法人等エクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を上回る場合における当該適格引当金の合計額から当該期待損失額の合計額を控除した額をいう。ただし、当該額が自己資本比率告示第百二十六条第一号に掲げる額に○・六パーセントを乗じて得た額を上回る場合にあつては、</p>

は、当該乗じて得た額をいう。

d～f (略)

(2) (略)

(3) リスク・アセット等

a (略)

b 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額」のうち、「無形固定資産（のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）」、「繰延税金資産」及び「前払年金費用」の欄には、自己資本比率改正告示附則第七条第二項の規定に従い、なお従前の例によるとしてリスク・アセットが適用されることになったものの額を無形固定資産、繰延税金資産又は前払年金費用の内訳の別に記載する。うち、「他の金融機関等向けエクスポージャー」の欄には、自己資本比率改正告示附則第十一条第一項の規定に従い同項に定めるリスク・ウェイトが適用される自己資本比率告示第四十七条の三若しくは第百五十四条の三に規定するエクスポージャー又は自己資本比率改正告示附則第十一条第二項の規定に従い同項に規定するリスク・ウェイトが適用される自己資本比率告示第一条第七号に規定する金融機関、同条第三十六号ホに規定する銀行持株会社若しくは金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第五十七条の十二第三項に規定する最終指定親会社が発行した適格旧資本調達手段に相当するものについて、経過措置を用いて算出したリスク

当該乗じて得た額をいう。

d～f (略)

(2) (略)

(3) リスク・アセット等

a (略)

b 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額」のうち、「無形固定資産（のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）」、「繰延税金資産」及び「前払年金費用」の欄には、自己資本比率改正告示附則第七条第二項の規定に従い、なお従前の例によるとしてリスク・アセットが適用されることになったものの額を無形固定資産、繰延税金資産又は前払年金費用の内訳の別に記載する。うち、「他の金融機関等向けエクスポージャー」の欄には、自己資本比率改正告示附則第十一条第一項の規定に従い同項に定めるリスク・ウェイトが適用される自己資本比率告示第四十七条の三若しくは第百五十四条の三に規定するエクスポージャー又は自己資本比率改正告示附則第十一条第二項の規定に従い同項に規定するリスク・ウェイトが適用される自己資本比率告示第一条第七号に規定する金融機関、同条第三十七号ホに規定する銀行持株会社若しくは金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第五十七条の十二第三項に規定する最終指定親会社が発行した適格旧資本調達手段に相当するものについて、経過措置を用いて算出したリスク

・アセットの額から経過措置を用いずに算出したリスク・アセットの額を控除した額を記載する。また、「上記以外に該当するものの額」の欄には、「経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額」の内訳として、無形固定資産（のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）、繰延税金資産、前払年金費用及び他の金融機関等向けエクスポージャー以外のものがある場合に、その項目及び額を記載する（例えば、自己資本比率改正告示附則第四条第一項に規定する土地再評価差額金に係る経過措置を適用する場合における、土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額に係るものの額等）。

c～e （略）

(4) （略）

(附則別紙様式第二号)

(注)

この様式において使用する用語は、自己資本比率告示（労働金庫法第九十四条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、労働金庫及び労働金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁・厚生労働省告示第七号）をいう。以下同じ。）において使用する用語の例によるものとする。

(1) コア資本に係る基礎項目

・アセットの額から経過措置を用いずに算出したリスク・アセットの額を控除した額を記載する。また、「上記以外に該当するものの額」の欄には、「経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額」の内訳として、無形固定資産（のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）、繰延税金資産、前払年金費用及び他の金融機関等向けエクスポージャー以外のものがある場合に、その項目及び額を記載する（例えば、自己資本比率改正告示附則第四条第一項に規定する土地再評価差額金に係る経過措置を適用する場合における、土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額に係るものの額等）。

c～e （略）

(4) （略）

(附則別紙様式第二号)

(注)

この様式において使用する用語は、自己資本比率告示（労働金庫法第九十四条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、労働金庫及び労働金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁・厚生労働省告示第七号）をいう。以下同じ。）において使用する用語の例によるものとする。

(1) コア資本に係る基礎項目

- a (略)
- b 「コア資本に算入されるその他の包括利益累計額又は評価・換算差額等」のうち、「退職給付に係るものの額」の欄には、平成二十六年三月三十一日から起算して五年を経過する日までの間においては、自己資本比率改正告示（労働金庫法第九十四条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、労働金庫及び労働金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の一部を改正する件（平成二十五年金融庁・厚生労働省告示第一号）をいう。以下同じ。）附則第五条の規定に従い、自己資本比率告示第二条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に算入した額を記載すること。
- c (略)
- d 「コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額」のうち、「適格引当金コア資本算入額」とは、内部格付手法採用金庫において、適格引当金の合計額が事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を上回る場合における当該適格引当金の合計額から当該期待損失額の合計額を控除した額をいう。ただし、当該額が自己資本比率告示第二百二十六条第一号に掲げる額に〇・六パーセントを乗じて得た額を上回る場合にあつては、当該乗じて得た額をいう。
- e～g (略)

- a (略)
- b 「コア資本に算入されるその他の包括利益累計額又は評価・換算差額等」のうち、「退職給付に係るものの額」の欄には、平成二十六年三月三十一日から起算して五年を経過するまでの間においては、自己資本比率改正告示（労働金庫法第九十四条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、労働金庫及び労働金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の一部を改正する件（平成二十五年金融庁・厚生労働省告示第一号）をいう。以下同じ。）附則第五条の規定に従い、自己資本比率告示第二条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に算入した額を記載すること。
- c (略)
- d 「コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額」のうち、「適格引当金コア資本算入額」とは、内部格付手法採用金庫において、適格引当金の合計額が事業法人等エクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を上回る場合における当該適格引当金の合計額から当該期待損失額の合計額を控除した額をいう。ただし、当該額が自己資本比率告示第二百二十六条第一号に掲げる額に〇・六パーセントを乗じて得た額を上回る場合にあつては、当該乗じて得た額をいう。
- e～g (略)

h 「少数株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」とは、平成二十六年三月三十一日から起算して十年を経過する日までの間においては、自己資本比率改正告示附則第六条第一項又は第二項の規定に従い、自己資本比率告示第二条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に算入した額をいい、平成三十六年三月三十一日から起算して五年を経過する日までの間においては、自己資本比率改正告示附則第六条第一項の規定に従い、自己資本比率告示第二条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に算入した額をいう。

(2)～(4) (略)

(別紙様式第一号)

(注)

(1) コア資本に係る基礎項目

a・b (略)

c 「コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額」のうち、「適格引当金コア資本算入額」とは、内部格付手法採用金庫において、適格引当金の合計額が事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を上回る場合における当該適格引当金の合計額から当該期待損失額の合計額を控除した額をいう。ただし、当該額が自己資本比率告示第二百二十六条第一号に掲げる

h 「少数株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」とは、平成二十六年三月三十一日から起算して十年を経過するまでの間においては、自己資本比率改正告示附則第六条第一項又は第二項の規定に従い、自己資本比率告示第二条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に算入した額をいい、平成三十六年三月三十一日から起算して五年を経過するまでの間においては、自己資本比率改正告示附則第六条第一項の規定に従い、自己資本比率告示第二条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に算入した額をいう。

(2)～(4) (略)

(別紙様式第一号)

(注)

(1) コア資本に係る基礎項目

a・b (略)

c 「コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額」のうち、「適格引当金コア資本算入額」とは、内部格付手法採用金庫において、適格引当金の合計額が事業法人等エクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を上回る場合における当該適格引当金の合計額から当該期待損失額の合計額を控除した額をいう。ただし、当該額が自己資本比率告示第二百二十六条第一号に掲げる額に

額に〇・六パーセントを乗じて得た額を上回る場合にあつては、当該乗じて得た額をいう。

d～f (略)

(2) (略)

(3) リスク・アセット等

a (略)

b 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額」のうち、「他の金融機関等向けエクスポージャー」の欄には、自己資本比率改正告示附則第十一条第二項の規定に従い同項に規定するリスク・ウェイトが適用される自己資本比率告示第一条第七号に規定する金融機関、同条第三十六号ホに規定する銀行持株会社又は金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第五十七条の十二第三項に規定する最終指定親会社が発行した適格旧資本調達手段に相当するものについて、経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いずに算出したリスク・アセットの額を控除した額を記載する。また、「上記以外に該当するものの額」の欄には、「経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額」の内訳として、他の金融機関等向けエクスポージャー以外のものがある場合に、その項目及び額を記載する（例えば、自己資本比率改正告示附則第四条第一項に規定する土地再評価差額金に係る経過措置を適用する場合における、土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額に係る

〇・六パーセントを乗じて得た額を上回る場合にあつては、当該乗じて得た額をいう。

d～f (略)

(2) (略)

(3) リスク・アセット等

a (略)

b 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額」のうち、「他の金融機関等向けエクスポージャー」の欄には、自己資本比率改正告示附則第十一条第二項の規定に従い同項に規定するリスク・ウェイトが適用される自己資本比率告示第一条第七号に規定する金融機関、同条第三十七号ホに規定する銀行持株会社又は金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第五十七条の十二第三項に規定する最終指定親会社が発行した適格旧資本調達手段に相当するものについて、経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いずに算出したリスク・アセットの額を控除した額を記載する。また、「上記以外に該当するものの額」の欄には、「経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額」の内訳として、他の金融機関等向けエクスポージャー以外のものがある場合に、その項目及び額を記載する（例えば、自己資本比率改正告示附則第四条第一項に規定する土地再評価差額金に係る経過措置を適用する場合における、土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額に係る

ものの額等)。

c～e (略)

(4) (略)

(別紙様式第二号)

(注)

(1) コア資本に係る基礎項目

a・b (略)

c 「コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額」のうち、「適格引当金コア資本算入額」とは、内部格付手法採用金庫において、適格引当金の合計額が事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を上回る場合における当該適格引当金の合計額から当該期待損失額の合計額を控除した額をいう。ただし、当該額が自己資本比率告示第百二十六条第一号に掲げる額に〇・六パーセントを乗じて得た額を上回る場合にあつては、当該乗じて得た額をいう。

d～f (略)

g 「少数株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれるものの額」とは、平成二十六年三月三十一日から起算して十年を経過する日までの間においては、自己資本比率改正告示附則第六条第一項又は第二項の規定に従い、自己資本比率告示第二条の算式におけるコア資本に係る

ものの額等)。

c～e (略)

(4) (略)

(別紙様式第二号)

(注)

(1) コア資本に係る基礎項目

a・b (略)

c 「コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額」のうち、「適格引当金コア資本算入額」とは、内部格付手法採用金庫において、適格引当金の合計額が事業法人等エクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を上回る場合における当該適格引当金の合計額から当該期待損失額の合計額を控除した額をいう。ただし、当該額が自己資本比率告示第百二十六条第一号に掲げる額に〇・六パーセントを乗じて得た額を上回る場合にあつては、当該乗じて得た額をいう。

d～f (略)

g 「少数株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれるものの額」とは、平成二十六年三月三十一日から起算して十年を経過するまでの間においては、自己資本比率改正告示附則第六条第一項又は第二項の規定に従い、自己資本比率告示第二条の算式におけるコア資本に係る

る基礎項目の額に算入した額をいい、平成三十六年三月三十一日から起算して五年を経過する日までの間においては、自己資本比率改正告示附則第六条第一項の規定に従い、自己資本比率告示第二条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に算入した額をいう。

(2) (略)

(3) リスク・アセット等

a・b (略)

c 「オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額」とは、自己資本比率告示第九条の規定に従い算出された額を八パーセントで除して得た額をいう。

d・e (略)

(4) (略)

基礎項目の額に算入した額をいい、平成三十六年三月三十一日から起算して五年を経過するまでの間においては、自己資本比率改正告示附則第六条第一項の規定に従い、自己資本比率告示第二条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に算入した額をいう。

(2) (略)

(3) リスク・アセット等

a・b (略)

c 「オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額」とは、自己資本比率告示第九条の規定に従い算出された額を八パーセントで除して得た額をいう。

d・e (略)

(4) (略)